

名高裁総第001091号

(庶ろー03)

平成24年12月21日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 崎 敏 充

平成24年度名古屋高等裁判所管内調停運営協議会の協議結果の要旨について

(7月20日付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議会の協議結果要旨は別添のとおりです。

協議結果要旨

第1 民事調停関係

次の事案について、解決案の策定や提示をするに当たり、どのような点を考慮し、実践していく必要があるか。また、解決案を策定、提示することが困難な場合のあい路にはどのようなものがあるか。

1 事実関係に争いがあり、その認定及び法的評価が問題となる事案（例、貸金か贈与か、請負契約の成否）

【協議結果】

協議員から次のような実情、具体例等が紹介された。

- ・ 事案によっては、第1回期日の前に裁判官と法的な問題も含めて評議した上で、当事者から事実の聴取をしている。
- ・ 相手方からの主張が出ていない場合、相手方からどのような点を聴取をするかについて裁判官と評議している。
- ・ 証拠の評価が不明なときには、これについて裁判官と評議している。
- ・ 特定調停を除く全件について、原則として、事前と事後に裁判官と評議している。
- ・ 参考事項照会書を用いて、当事者双方に照会している。早期に争点がわかるので、非常に参考になっている。
- ・ 当事者の代理人として弁護士が選任されている場合とそうでない場合とは違う。しかし、弁護士が選任されているからといって、進行が容易であるとは限らない。
- ・ 証拠がほとんどなく、事実認定やその法的評価が困難な場合には、当事者双方から譲歩を引き出して解決に導いていくこともある。
- ・ 調停委員だけでは当事者の説得ができない場合、裁判官から法的根拠に基づく結論を当事者に説明してもらっている。それでも納得が得られない場合

は、その法的根拠に則った民事調停法17条の決定がされることもある。

- ・ 事実認定については一般人である調停委員にもできるであろうが、それに基づく法的な判断となると調停委員には難しい部分もある。そういうところは裁判官の役割である。調停委員と裁判官の役割分担を意識した議論が必要である。

2 評価根拠事実（正当事由の有無、過失、原状回復費用等）等の評価が問題となる事案

【協議結果】

協議員から次のような実情、具体例等が紹介された。

- ・ 不動産の評価額については、専門家調停委員として当事者に提示している。
- ・ あまり法的に理詰めでいくと、我が国の調停手続の良さが失われるのではないか。法的根拠だけではなく一般人の感覚も取り入れなければ、本当の紛争解決にならない。
- ・ 適正賃料を提示したところ、一方当事者の納得がどうしても得られなかった。このような場合には、調停ではなく、裁判手続を利用してもらうしかない。

【参列員等のコメント】

- ・ 事実関係に争いのある事案については、証拠が不十分で事実認定が困難なことが非常に多い。事実関係に争いがあるということが分かった段階で、申立人が主張する実体法上の請求権の発生する要件事実を裁判官に確認し、当事者から聴取すべき事実は何であるか、聴取のポイントはどこか等を協議して、事情聴取に入る。当事者に証拠の提出を促したり、的確な事情聴取を行って、主張の合理性の判断を見極めることができるように、調停委員会が一体となって調停運営を進めて行かなくてはならない。

法的観点も踏まえた解決案を提示する際には、調停主任である裁判官が、事実認定や解決案の策定に至った理由を説明し、心証を開示して、説得に当たっ

ていかなくはない。

このような事案では、裁判官の関与が非常に重要である事案なので、できるだけ裁判官を深く関与させる評議を行ってほしい。

第2 家事調停関係

1 調停委員、裁判官、書記官及び家裁調査官の間で共通認識を持つための方策

【協議結果】

協議員から次のような実情、具体例等が述べられた。

- ・ 裁判官、書記官及び家裁調査官と調停委員との意見交換会を年4、5回開催している。これは、共通認識を持つための基盤として役立っている。これによって、調停委員から積極的に評議の申入れを行うという雰囲気が醸成されている。
- ・ 来年1月の家事事件手続法の施行に向けて、争点整理などのシートの様式を検討しているところであり、このシートにより争点等について共通認識を図る。
- ・ 書記官が「調停ニュース」を作成し、毎月1回、調停委員に配布することにより、お互いに声が掛けやすい雰囲気が作られている。
- ・ 家裁調査官が手続選別票、裁判官が家事審判官措置を作成し、調停委員が記録を閲覧する際にこれらを確認しており、その際には書記官から必要な連絡も受けている。また、期日後、調停委員が作成したメモを基に家裁調査官が中間インタビューをしたり、裁判官が指示を書き込んでおり、次回期日前には、調停委員がそれを確認した上で調停に臨んでいる。
- ・ 全件について、調停期日前に毎回評議を行っている。
- ・ 遺産分割事件について、あらかじめ主張整理したものを交付されている。
- ・ 事前に評議を行うことは少ないが、期日後については全件評議している。
- ・ 経過メモ、争点整理ツール、主張整理ツールなどの書面を用いて、共通認識を図っている。

- ・ 裁判官と書記官がもっと密接に動いてもらいたい。裁判官が非常に多忙で相談しづらい雰囲気があるので、調停委員が書記官にも相談できるような環境を整えてもらいたい。

1-2 評議の実施状況

【協議結果】

協議員から次のような実情等が述べられた。

- ・ 第1回期日前に評議をしないケースもある。第2回期日以降において、裁判官が立ち会わない場合には、期日前に家裁調査官も交えて評議を行う場合もある。そして、調停成立の場合は、書記官とも打合せを行い、不成立の場合には裁判官と評議を行っている。
- ・ 夫婦関係調整事件は、全件について第1回期日後に評議を行っている。遺産分割事件は、全件について全期日の前後に評議を行っている。
- ・ 困難当事者など紛糾が予想される事案では、例外的に事前に評議を行っている。
- ・ 法的な争点が多い事案では、期日当日だけではなく、別の日に評議を行うこともある。
- ・ 裁判官から声を掛けられることもあるので、調停委員が困っていることをメモにしておく、次回期日までの間の早い段階で、裁判官から回答がある。

【参列員等のコメント】

各庁とも裁判官、調停委員、書記官及び家裁調査官が、書面やメモを通じて、当該事件の性質、争点及び進行方法などについて、共通認識を得ようとしているものと思われる。今後もこれらを積極的に活用して共通認識を図るようにしていただきたい。

特に裁判官と調停委員は、同じ調停委員会の構成員であることから、書面だけではなく口頭で共通認識を図ることがより良いことであるのは間違いないので、毎回、全事件について評議を行うことが望ましい。家事調停においても法

的分析や資料に裏付けされた解決案が求められていることから、裁判官と評議を通じて共通認識を持つことが必要である。

2 当事者に対する説明のあり方（説明のための同席調停）

【協議結果】

協議員から次のような実情等が述べられた。

- ・ 各期日の終了時、調停委員から当事者に対して、次回期日までの検討事項や提出資料の説明をしている。
- ・ 各期日の終了時、次回期日や次回期日までの準備事項を記載したメモを調停委員が作成し、当事者に渡している。
- ・ 同席調停はほとんど行っていない。
- ・ 遺産分割事件について、当事者の代理人として弁護士が選任されている場合は当事者本人も双方同席してもらって、当該期日の内容確認や次回期日への課題を説明している。弁護士が選任されていない場合に当事者本人同士を同席させるかどうかはケースバイケースであるが、同席させない場合でも、同様の説明を行っている。
- ・ 同席調停を避ける理由は、混乱、紛糾を避けるためである。また、同席調停を行うためには技術が必要であり、調停委員も同席調停についての研修を受ける必要があるのではないか。
- ・ 同席調停を勧めることはあるが、断られるのがほとんどである。

【参列員等のコメント】

当事者の手続保障、透明性の強化というものが家事事件手続法の柱となっている。この趣旨からすれば、期日の終了ごとに当事者双方が同席した上で、当該期日で行われたことや次回期日への課題などを確認することが必要である。そのときに問題になるのが、どのような内容の説明をするか、また、それを双方が同席した場でどのように話すかという点である。

3 主張書面等写しの反対当事者への交付

【協議結果】

協議員から次のような実情等が述べられた。

- ・ 家事事件手続法の試行として、乙類調停事件については、申立書写しを送付している。
- ・ 申立書写しの送付は試行的に行っており、逆に相手方の主張書面の写しを申立人に送付することも行っている。

【参列員等のコメント】

原則として、提出された書面は相手方へ送付されるという姿勢を示すことが重要である。

新法制定の趣旨に沿った運用を行い、試行の検証を実践していくことが重要である。

協議全体を通しての参列員等のコメント

- ・ 裁判官の員数、個性、繁忙状況によって、運営方法がかなり異なる。
- ・ 証拠が弱いから訴訟手続ではなく調停での解決を望んでいるという場合もあるので、その見極めが重要である。
- ・ 時代が変わり、当事者の行動も以前とは変わってきて、断片的な知識で主張する人が増えてきたので、調停の機能を充実、強化するためには、法的観点も入れて調停を運営していかなければならなくなってきた。

裁判官と調停委員の役割分担、連携など調停委員会として何ができるか考え、議論を深めていてもらいたい。